

機械器具月報(その49) 武器 《調査票番号 2 4 9 0》

(旧)

1. 製 品		生 産				修 理 (注1)
		防 衛 庁 向		そ の 他 (注2)		
		(直接契約のものに限る)		(自己消費を含む)		(最終需要先との直接契約 分に限る。改造を含む。)
		数 量	金 額 (千円)	数 量	金 額 (千円)	
品 目		A	B	C	D	E
銃 (戦闘車両搭載用を含む)	0101					
～ 略 ～						
その他の武器 (銃剣、火えん発射機・掃海具)	0113					

注1. 「最終需要先」とは、防衛庁、警察庁、海上保安庁、厚生労働省、法務省及び米軍向けをいいます。

注2. 生産の「その他」は、以下のものをいいます。

①最終需要先が防衛庁であって、直接契約によらないもの。

②防衛庁以外の最終需要先向けのもの(契約の形態にこだわらない)。

但し、最終需要先と直接契約したものについては、備考欄に最終需要先を記入してください。

③自己消費

注3. 「砲弾火薬装てん加工費」及び「爆発物火薬装てん加工費」の生産金額は、装てん加工費のみを記入し、火薬代を含めないでください。

(新)

1. 製 品		生 産				修 理 (注1)
		防 衛 省 向		そ の 他 (注2)		
		(直接契約のものに限る)		(自己消費を含む)		(最終需要先との直接契約 分に限る。改造を含む。)
		数 量	金 額 (千円)	数 量	金 額 (千円)	
品 目		A	B	C	D	E
銃 (戦闘車両搭載用を含む)	0101	名称変更				
～ 略 ～						
その他の武器 (銃剣、火えん発射機・掃海具)	0113					

注1. 「最終需要先」とは、防衛省、警察庁、海上保安庁、厚生労働省、法務省及び米軍向けをいいます。

(一部名称変更)

注2. 生産の「その他」は、以下のものをいいます。

①最終需要先が防衛省であって、直接契約によらないもの。

(一部名称変更)

②防衛省以外の最終需要先向けのもの(契約の形態にこだわらない)。

(一部名称変更)

但し、最終需要先と直接契約したものについては、備考欄に最終需要先を記入してください。

③自己消費

注3. 「砲弾火薬装てん加工費」及び「爆発物火薬装てん加工費」の生産金額は、装てん加工費のみを記入し、火薬代を含めないでください。

[改正要旨]

①「1. 製品」欄の「防衛庁向(直接契約のものに限る)」を「防衛省向(直接契約のものに限る)」に名称変更する。

②注1及び注2中の「防衛庁」を「防衛省」に名称変更する。